

発言通告に従い、今回は分割にて質問いたします。

### 1. 大分市立認定子ども園について質問します。

今回、議第64号大分市立認定子ども園条例の制定について議案が出されました。条例が制定されれば、来年4月からを予定している大分市立野津原こども園を皮切りに、公立幼稚園と公立保育所の統廃合が更に進められ、公立の認定こども園への再編成が進められます。

認定こども園においては、3歳以上児の保育が、午前中保育が基本の1号認定子ども(以下、1号児)と、午後も保育を必要とする2号認定子ども(以下、2号児)が同じ空間で保育されることとなります。これまで、別々の施設で保育されていた子どもたちが、同じクラスで活動することになれば、1日の流れには当然影響が及びます。

今年の1月11日、名古屋市において、全国保育団体連絡会が主催した「公立保育園 園長・主任・中堅職員セミナー」に参加し、公立の認定こども園の報告も聞いて参りました。

その中のシンポジウムで、大阪自治労連保育部会が行った、大阪府下で公立認定子ども園を開園している各市の「こども園の現状」アンケートの内容が紹介されました。大阪府においては、公立認定こども園への再編成で、定員が150人や300人など大規模化した実態などが報告されましたが、保育そのものについても、大変リアルな課題が多数出されました。1部紹介します。

○保育・教育時間は、9時～14時、9時～15時などバラバラ。子どもが園にいる時間の違いからカリキュラムの立て難さが生じており、午後からの生活に頭を抱えている園がほとんどである。

○こども園の園長が、元幼稚園長か元保育園長かで、やり方や考え方に違いがある。

○長時間在園する子どもの部屋移動が増え、落ち着かない。集団の所属が増え、子どもたちに混乱が生じる。分かりやすくするため、2号児の昼寝を2時からにずらして行っている園もある。

○行事や日々の保育について緻密なすり合わせが必要。縦のつながりが希薄になっている。

など、課題は明確です。

その他にも、「1号児が早く帰ることに、子どもから疑問の声がでる」「園が遠くなり、車での送迎が増え、朝は周辺で駐車待ちが起こる」「1号児のお迎え時間が、預かり保育などにより13時、14時、15時とバラバラで、担任以外の対応も増え、保護者への伝達が難しい」「昼寝ができない」「保護者への支援が十分できない」「地域とのかかわりが減り、地域の要求がつかみにくい」「障がい児枠が縮小し、受け皿がなくなる」「保育教諭は教育公務員特例法により、年に27回の研修受講も必要」「1号児は夏休みがあるため、行事の練習などが進めにくい。3歳以上児の夏の活動に差ができる。」「同じ園で勤務するのに元幼稚園教諭と元保育士の給与に格差が生じる」「パソコン仕事が増えた」等等、数多くの問題があることを痛感しました。

これまで、大分市においては、公立幼稚園は小学校に隣接し、地域との連携を深めてきました。公立保育所も、私立にはない独自の特徴と地域性を有し、保育を担ってきました。どちらも、公立だからこそ持つ良さや、果たすべき責務があるはずで、幼稚園と保育所を統合することは、それぞれの特徴をリセットすることに他なりません。そしてそれは、保育活動に大きな影響を及ぼします。これまでの

私の質問に対し、認定こども園化は「子どものため」との認識が示されましたが、保育の変化が子どもたちに及ぼす影響を、もっと慎重に検証すべきです。そこで、4点の質問を致します。

①公立の保育施設が果たすべき役割について、「保育内容」に対する基本的認識を伺います

②公立の幼稚園と保育所を統合することで様々な課題が生じることについて、認識をお聞かせください。

③支援が必要な子ども、障がいを持つ子どもの保育の保障について、認識をお聞かせください。

④ひとつの園において給与格差を生じさせる認定こども園への再編は問題だと考えます。見解を求めます。

## **2. 認可外保育施設の保育料について、質問いたします。**

認可外の保育料は年齢に応じて園が独自に定めており、世帯の収入に関係なく保育料が決められています。認可外は運営費が公的に保障されている認可園と違い、この保育料が主たる運営費であるため保育料が高く、「パートに出ているが、給料のほとんどは保育料に消えてしまう」といった声が少なくありません。

この間の保育の無償化で、3歳以上児と非課税世帯の3歳未満児については、「保育の必要性の認定」を受ければ、認可外保育施設でも一定の補助が受けられることになりましたが、多くの3歳未満児は、高い保育料を負担しています。

今議会においては、新型コロナ対策が追加計上され、認可外保育施設に通う世帯で無償の対象にならない世帯にも、休園分の保育料を市が負担する予算が出されました。認可でも、認可外でも、コロナ禍における対応は同様に必要であり、感染防止の観点からも評価できます。

しかし、わが党に寄せられたご相談では、減収世帯から、「認可外の保育料が払えない」との声が寄せられました。

昨年10月から、認可園の子どもたちは、大分県が行っている「大分にこにこ保育支援事業」の対象となり、県4分の1と市の負担で、第2子以降の保育料は無料になりました。ところが、大分市においては、認可外保育施設をこの事業の対象にしていないため、保育料の格差は開くばかりです。

認可外保育施設は、国の規制緩和で設置基準が緩く、保育の有資格者は3分の1でよいとされており、保育の質を守る点では改善が必要です。国の「認可化移行運営費支援事業」などを有効に活用し、早急に認可への移行を広げ、保育の質を高める努力を推進するよう求めます。

大分市は本年4月、「待機児童ゼロ」を発表いたしました。ただ、国が示す「待機児童の定義」では「ゼロ」になっても、実態は希望する全ての子どもが認可園に入れたわけではありません。その待機児童の受け皿となっているのが、認可外保育施設ですが、保護者にとって保育料の負担は切実です。

認可外の子どもたちにも、保育料の負担を軽減してほしいという声は数多く寄せられています。やはり、一定の設置基準を満たす園については、補助の対象に加えるべきではないでしょうか。そこで、

3点質問します。

①認可外保育施設の保育料が、多くの世帯で重い負担になっていることについて、認識をお聞かせください。

②今回の追加予算は保育園を休んだ日数分を補助するものですが、新型コロナによる減収も勘案し、認可外の保育料そのものの補助も検討すべきではないでしょうか。見解を求めます。

③一定の保育水準を満たす認可外保育施設については、「大分にこここ保育支援事業」の対象に加えるべきと考えます。見解を求めます。

### 3. 財源の確保についてお聞きします。

今後、新型コロナ感染症対策として、第2波、第3波に備えた財源の確保を、大分市の財政においても早急に検討すべきです。医療機関や社会保障制度の財源は、当然、国が責任をもち国庫負担金の増額が大前提だと考えますが、市の貴重な財源も有効にコロナ対策に充てるべきです。

今般、大分市の様々なイベント関連については、感染防止の観点から中止が決定され、予算が減額されます。これらの財源を、有効活用するのはもとより、その他の予算についても検証が必要ではないでしょうか。そこで、質問致します。

①豊予海峡推進関連予算、祝祭の広場への大型LEDビジョンの設置など、不要不急の事業は中止し、生活支援や中小業者支援のために組み替えるべきと考えます。見解を求めます。

### 4. 新型コロナウイルス感染症対策について、3点質問します。

1点目は、害虫害獣対策についてです。

日本共産党議員団は、5月1日、都町での聞き取り調査を行いました。

多くの店舗で、「客が来ない」「予約は全滅」「国の対応が遅い」などの悲鳴が上がり、深刻な状況に愕然としました。一刻も早い支援と継続した補償が必要です。

そんな中、害虫害獣についての話も耳にしました。長期にわたる店舗の休業で駆除業者が入れず、害虫やネズミが増え、1階で見かけるネズミが2階、3階へ上がっているところもあったようです。多くの店舗では定期契約で衛生管理が行われており、すでに営業再開にあたり対応はされたことと思いますが、食品を扱う業者にとって害虫は天敵であり、今後、食の安全と安心のために、行政においても継続した対応が求められます。そこで、質問いたします。

①衛生管理の観点から、飲食店を支援する立場で、害虫害獣対策を行うべきと考えます。見解を求めます。

2点目は、学校関係業者への支払いについてです。

新型コロナによって、学校が急きょ休みとなり、児童生徒からの集金もストップしました。その間、学校に物品を納品している業者への支払いは、どのような対応がされたでしょうか。

平時の支払いについて、事前に担当部局に話を聞いたところ、給食の食材は、集金が早めに行われているため、納品の翌月には支払いが完了すると聞きました。一方、ドリルなどの教材費については、各世帯からの集金を終えるまで一定程度の時間を要するとのことでした。

これまで、学校と関係業者との信頼関係によって、半ば業者に甘える形で、一定期間支払いを待ってもらった形になっていたと思います。しかしながら、今回の新型コロナによって、地域の業者は通常の営業でも痛手をうけており、行政の配慮が必要だったのではないのでしょうか。

そもそも学習に必要な教材は、学期が始まる前に納品されていると思いますが、それを見越して、業者は早めに仕入れを終えていらっやると思います。大規模校になれば相当な金額になるでしょう。今後、再度の臨時休業がないとも限りません。そこで質問いたします。

②教材費などの支払いについては学校任せにせず、自治体が責任をもつべきだと考えます。見解を求めます。

3点目は、学校給食についてです。

今回の新型コロナによって、大分市内の小中学校は3月3日から臨時休業となりました。

その後、4月に行われた臨時議会において、小中学校等の学校給食用食材のキャンセル等に伴う費用が計上されました。先ほどの質問にも共通しますが、臨時休業によって、納入業者や保護者に、極力負担を生じさせないよう対応が求められます。

3月からの休業で、すでに家庭では予想外の出費が増え、減収などの影響も深刻です。休業が長期に及び、この間、保護者からは、学校給食の実施を望む多くの声が寄せられました。

学校は再開しましたが、今後も予断を許しません。給食費を徴収すれば、感染発生の度に、キャンセルなどの対応が必要になります。今月9日には、北海道において、給食センターの調理員が感染し、55人の調理員が濃厚接触者となったため、給食がストップする事態も起こっています。今年度は流動的な対応が予測されること、また、夏休みの延長においても学校給食の実施が必要なことなどを考えると、学校裁量で臨機応変に対応できることが望ましいと考えます。そこで、質問いたします。

③新型コロナ対策として、今年度の給食費については、保護者から徴収せず、自治体負担にすることを提案いたします。見解を求めます。

## 5. 社会教育について、2点質問いたします。

新型コロナウイルスによって影響を受けたのは、学校教育だけではありません。公共施設の使用停止により、社会教育や生涯学習においても、抑制された状態が続きました。未知のウイルスとのたたかいは予測できない事態であり、利用停止もやむを得ない措置であったことは理解できます。しかし現時点では、当面、with コロナの生活に対応していくこととなります。

地方自治体は、住民の社会教育、生涯学習を保障するために、力を尽くさなければなりません。今回、新型コロナによって、様々な集会や催しが中止となりましたが、これから先、行政が社会教育の場をどう保障するのか、重要な課題を突き付けられています。

今回、わが議員団に、県内で複数の俳句教室に関わっておられる方から、声が寄せられました。

会場費の払い戻しや再度の予約申し込みに奔走されたことが伺えましたが、この方が一番疑問に思われているのは、大分市の判断に対してです。4月時点で、公民館は「9月末まで閉鎖」と告知しましたが、その後、国の緊急事態宣言の解除を受け、急きょ「6月再開」となりました。

この「9月末まで閉鎖」との判断が本当に適正だったのか、これにより、多くの利用者がその対応に追われ、変更を余儀なくされたわけです。

公民館などの公共施設の提供は、社会教育を保障する観点から、自治体が主体的に判断し、決定するのが基本です。「右へならえ」の判断ではなく、3密を避けながらも、如何に市民の社会教育活動を保障していくか、住民目線に立った判断が求められます。そこで、1点目の質問です。

①公民館などの公共施設の提供について、社会教育を保障する立場で、市民部長の基本的認識をお聞かせください。

社会教育・生涯学習を保障するための重要な機関のひとつに、公共図書館があります。

今回の新型コロナにより、先ほどと同様、一定期間利用できない措置がとられましたが、ネット予約での貸し出しや時間短縮での利用など、今後も市民のために、感染を防止しながら、全力で使命を果たして頂きたいと思います。

日本の公共図書館は、諸外国に比べ普及が遅く、それどころか、行政改革によって、専門職である司書は非正規化が進められ、近年では公共図書館が、単独ではなく複合施設の中に組み込まれるようになりました。本来の高い専門性や、社会的に必須と言われる図書館の機能が少しずつあいまいになり、その在り方に変化が生じているのが現状です。

「図書館の自由に関する宣言」には、「図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することをもっとも重要な任務とする。」と謳っています（1979年改訂）まさに、公共図書館の存在そのものが、自治体の責務です。

近年、高齢化や広域化、交通手段の減少などで、図書館の利用が難しくなっている背景があります。今回の新型コロナによって、外出自粛などの事態まで起こり、利用停止に至りましたが、これもまた、今後も起こりうることです。

図書館の使命である、市民の知る権利を保障し、社会教育・生涯学習を支える機関として、今後、その責務をどう果たすのか、しっかりと検証して頂きたいと思います。そして、そのために、ぜひ提案したいと思います。

②ブックモバイル、移動図書館の復活をぜひ検討して頂きたいと思います。近年、行政改革で消えてしまった移動図書館ですが、今の社会状況を考えれば、市民ニーズに柔軟に対応するための望ましい機能だと考えます。移動図書館の有効性について、見解を求めます。

## 6. 会計年度任用職員について、2点質問いたします。

これまで、会計年度任用職員の処遇改善については、度々質問をしてまいりましたが、4月の制度開始から2か月が経過し、現状が見えて参りました。今回も処遇改善について、2点の質問をいたします。

1点目に、図書館支援員の費用弁償、交通費についてお聞きします。これまで何度も申し上げた通り、図書館支援員は各学校に1名ずつ、専任配置にすることが何より必要だと考えますが、現在、2校兼任となっている支援員がいます。2校兼務の場合、一方の学校が基地校とされており、支援員の交通費は、自宅から基地校までの距離で計算されています。しかしながら、基地校でない学校の方が自宅から遠い支援員もあり、これは実態と異なります。

そもそも基地校は、2校のうちの人数が多い方の学校とされていますが、基地校を定める根拠は何もありません。支援員の出勤簿は基地校に置いてありますが、実態は二カ所に出勤しており、この勤務表の扱いもおかしな話だと思います。

他の会計年度任用職員で、同様の事例がないか確認しましたが、訪問などで勤務地が定まらない職種はありましたが、2カ所限定という職種は特殊であることが分かりました。そこで、1点目の質問ですが、①勤務地が2カ所なら、その実態に即して対応するよう、早急な是正が必要だと考えます。見解を求めます。

2点目に、その他の会計年度任用職員の勤務実態についても、処遇改善になっているか、総務省が示した注意事項を踏まえて、把握が必要だと考えます。

先の一般質問で私は、制度導入にあたっては、勤務実態を十分把握するよう求めました。実態把握は行われたのでしょうか。そこでおたずねしますが、②制度の導入により、労働条件が悪くなったり、非効率になるなど、処遇改善に逆行していないか、実態把握が必要だと考えます。見解を求めます。